

土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案等の概要に 対する意見の公募（パブリックコメント）の結果について

1. 概要

土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案等の概要について、以下のとおり意見の公募（パブリックコメント）を行った。

- | | |
|------------|-----------------------|
| (1) 意見募集期間 | 平成23年2月22日～平成23年3月23日 |
| (2) 告知方法 | 環境省ホームページ、電子政府窓口、報道発表 |
| (3) 意見提出方法 | 電子メール、FAX、郵送のいずれか |

2. 意見提出状況

- | | |
|------------|----------|
| (1) 意見提出者数 | 47個人及び団体 |
| (2) 意見数 | 211件 |

3. お寄せいただいた意見とこれに対する考え方

別紙1のとおり。

【1】 土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案の概要

1. 全体

意見の概要	意見に対する考え方
緩和に対する一定の理解を示した趣旨及び方向性について賛同できる。(1件)	—
今回の改正により特例区域等を設ける意義はなにか。また、「負担の軽減」とは具体的になにか。(2件)	省令、施行通知等を御参照下さい。
今回の改正により特例区域等が設けられ、そのことにより施行方法等も変わってくる場所であるが、本改正に疑問があるため見直すべきである。(5件)	御意見として承りました。今後の参考とします。
全国一律に捉えるのではなく、地理的区分や土地利用目的区分(工業地域、商業地域、農業地域等)ごとに考えるべきである。(2件)	
埋立地特例区域について、浚渫土によるものか否かについても区別すべきである。(1件)	
自然的原因による汚染土壌について、負担の軽減を図るべきではない。(1件)	
意見募集の期限を延長し、より多くの意見を募るべきである。(2件)	意見募集の期間につきましては、行政手続法に基づき適切な期間を定めていると考えています。
実際の現場のケーススタディを行う必要があったのではないか。(1件)	専門家等を交えた検討をしています。
省令改正の趣旨にある「法の運用上の課題」とは何かを明確にすべきである。(1件)	施行通知等を御参照下さい。
区域の指定について、表層だけなどの土壌汚染状況調査の結果のみで決定すべきではない。(1件)	御意見の趣旨を踏まえ、今回新たに埋立地における調査の特例を設けました。

2. 形質変更時要届出区域のうち自然由来特例区域、埋立特例区域、埋立地特例区域、埋立地管理区域の設定及び台帳への記載 【規則第58条第4項】

意見の概要	意見に対する考え方
形質変更時要届出区域の分類化について、正確に普及されるか懸念される。(1件)	制度の周知・普及に努めます。
「自然由来」と「自然的原因」という表現があるが、統一すべきである。(1件)	「自然由来」に統一します。
今回の改正により設けられた区域について、それぞれの区域の特性と想定される土壌汚染の状況並び	省令、施行通知等を御参照下さい。なお、「廃棄物」

<p>にその対策との関連性等を示されたい。また、「埋立地特例区域」の定義にある「廃棄物」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する廃棄物と解してよいか。(2件)</p>	<p>については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に廃棄物をいいます。</p>
<p>「自然由来特例区域」については、過去の調査結果等から、自然的条件からみて土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが認められる若しくはそのおそれがあると想定される場所として環境省若しくは各自治体があらかじめ指定することが望ましい。(1件)</p>	<p>御意見として承りました。今後の参考とします。</p>
<p>公道での工事に関しては、公道工事で基準不適合土壌があった場合、自然由来の土壌汚染であるのか、道路築造時や上下水道等整備時の過去の埋戻材由来の土壌汚染であるのか判別することは困難であるため、施行規則第25条に定める届出が不要な行為に「公道に供されている土地において行われる土地の形質の変更」を追加されたい。(2件)</p>	
<p>自然的原因の判定については、現行では都道府県知事等が行うことになっているが判定方法等が示されておらず非常に曖昧になっているため判定に当たっては困難を来す。判定に当たっては地質の専門家あるいは認定できる第三者団体等に判定させるべきである。(1件)</p>	
<p>今回の改正により区域が設けられこととなったが、これに係る土地の調査方法等の運用のルール等を明確に示すべきである。(2件)</p>	<p>省令、施行通知等を御参照下さい。</p>
<p>「埋立地特例区域」と「埋立地管理区域」の区分けが不明瞭である。(2件)</p>	
<p>自然由来による土壌汚染であれば、全て「自然由来特例区域」に指定されることとなるのか。(1件)</p>	
<p>上部で土壌汚染の可能性のある土地利用が行われた場合には調査が必要か明確にするべきである。(1件)</p>	
<p>今回の改正により設けられる区域は、現実的に指定解除は不可能な土地となるため、一度指定を受けた土地は承継により手続きは省略できるようにするべきである。(1件)</p>	<p>台帳の記載事項として承継されます。</p>
<p>埋立地管理区域において、飲用・水道の原水に用いられる地下水がなく、埋立地周辺にて健康被害が発生した事例がない場合には、埋立地特例区域相当の施行方法基準とし、地下水位管理又は地下水質監視は必要ないと考える。(1件)</p>	<p>当該区域は、人為による汚染も考えられ、隣接した土地への拡散を防止する観点等から地下水管理等が必要と考えています。</p>

<p>自然由来特例区域は、「2（2）施行方法の基準の緩和」において、帯水層に接しても差し支えないとされていることから、基準不適合土壤が当該区域内の下位帯水層に接しても差し支えないと解釈してよいか。（1件）</p>	<p>不透水層をつらぬいて下位帯水層にまで影響する工事には配慮が必要と考えています。詳細については、今後改訂される予定のガイドラインを御参照下さい。</p>
<p>形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の施行方法の基準のうち帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準の緩和が適用されなければ不公平となるため、形質変更時要届出区域として指定されている区域のうち、自然由来特例区域等に該当する区域については、経過措置等を設けられたい。（1件）</p>	<p>土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の施行の際現に形質変更時要届出区域として指定されている区域については要件を満たせば自然由来特例区域として台帳に記載されることとなります。詳細については施行通知を御参照下さい。</p>
<p>「専ら自然的条件からみて土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない」ことを判断する方法を具体的に示されたい。（7件）</p>	<p>施行通知の別紙を御参照ください。</p>
<p>今回の改正により設けられる埋立地特例区域は、埋立地の竣工日が昭和52年以降のことを指すのか。また、公有水面埋立法附則第3項の規定により、公有水面埋立法施行以前に埋立てに係る手続きを実施しているものは、公有水面埋立法施行時点において公有水面埋立法の手続き済であることとされているが、当該規定に係る土地についても対象であるか。（2件）</p>	<p>昭和52年3月15日以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業が開始した土地のことを指します。また、本特例は公有水面埋立法に基づく埋立が対象となります。</p>
<p>「都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域内にある土地」について、用途地域の変更があった場合の判断はどのように考えたらよいか。（1件）</p>	<p>省令58条4項11号口に該当するか否かをもって判断されます。</p>
<p>「同等以上に将来にわたって地下水が飲用に供されない可能性が高いと認められる土地」を判断する方法を具体的に示されたい。また、当該土地以外にも地下水が飲用に供されない可能性が高いと認められる土地があると考えられるが、この土地についても同様の考え方は適用されないのか。（2件）</p>	<p>施行通知等を御参照下さい。</p>
<p>「専ら埋立て用材料により」と「専ら埋立て用材料により当該区域内の土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない土地」の判断方法を具体的に示されたい。（2件）</p>	
<p>別添 図-1において、適正管理区域における帯水層へ汚染拡散を招かない施行方法欄の内容は、都道府県知事の確認をうけることにより形質変更の届出を要しない施行方法の基準であるため、土地の形質の変更の施行方法に関する基準（法第12条第4項の環境省令で定める基準）ではないことを明記</p>	<p>省令53条2号の基準が適用されるため、それをクリアする（そのために法12条4項の届出を要しない。）施行方法を示しているものです。</p>

されたい。(1件)	
公有水面埋立法による海面埋立であって、土壤汚染対策法の基準に適合した建設発生土を埋立用材として用いた埋立地の土壤から海水由来と考えられる汚染(ほう素、ふっ素)が基準を超えて検出された場合、いずれの区域に分類されるのか。(1件)	埋立の時期や人為汚染の有無等が不明であることからお寄せいただいた御意見からだけでは判断がつかないため、個別事案に基づいて御相談下さい。
元々管理型最終処分場等であった埋立地などについて、土壤汚染状況調査などの省略を行った場合、第二溶出基準超過とみなすのは過剰であることから、それぞれの処理物についての基準内であるとみなすべきである。(1件)	第二溶出量基準内であると断定はできないと考えます。
埋立特例区域を創設したことによる効果を示されたい。(1件)	一定程度効果はあるものと見込んでいます。

3. 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の施行方法の基準のうち帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準の緩和 【規則第 53 条 第 2 項】

意見の概要	意見に対する考え方
今回の東日本大震災の津波による土壤汚染(第二種特定有害物質のみ)については、自然由来又は埋立土による土壤汚染と同等に特例区域とすべきである。(1件)	御意見として承りました。今後の参考とします。
今回の改正により設けられる区域について、当該区域内での調査の在り方や当該区域からの運搬や処理の基準の緩和等を求める。(5件)	
土地の形質変更に関する施行方法の基準の緩和は、実務に即したものであり評価できる。(1件)	—
埋立て用材料由来の汚染の場合は、工業専用区域等であっても、埋立地特例区域の施行方法を採用すべきである。(1件)	昭和 52 年 3 月 15 日以降に開始された埋立であり人為汚染がない場合には、特例区域となります。
自然由来特例区域及び埋立地特例区域については、当該区域内の全ての帯水層に接しても差し支えないこととするべきである。浚渫による埋立地も同様である。(2件)	不透水層をつらぬいて下位帯水層にまで影響する工事には配慮が必要と考えています。詳細については、今後改訂される予定のガイドラインを御参照下さい。
自然由来特例区域で地下水への接触を許可するのであれば、場外搬出を伴わないような周辺への影響の少ない工事の場合は形質変更届を省略する等の緩和を求める。(2件)	工事による環境影響を把握するため、届出は必要であると考えています。

自然由来特例区域であれば、基準不適合土壌が当該区域内の帯水層に接しても差し支えないと解釈する理由はなにか。また、雨水の影響は勘案しないのか。(1件)	施行通知等を御参照下さい。
現施行規則第53条第2号の「帯水層に汚染土壌が接しないこと」の趣旨が不明確である。(1件)	施行通知や今後改訂される予定のガイドラインを御参照下さい。
工場専用区域全体を管理区域と捉えることで、地下水管理等の施工方法の規制は不要とすべきである。また当該管理区域内に土壌を留める限りにおいて、土地の形質変更によって生じた土壌の移動は可能とすべきである。(1件)	人為による汚染が考えられる土地であるため、隣接地に拡大することを防止するために、土地所有者等による地下水管理等は必要と考えています。
特例区域においては、汚染拡散防止の観点から帯水層に接してはならない。(1件)	特例区域等においては、搬出を伴わない土地の形質変更について、一定の制約緩和が必要と考えています。
従来から基準不適合土壌が当該区域内の帯水層に接している場合の施工方法を示されたい。(1件)	今後改訂される予定のガイドラインを御参照下さい。
土砂や安定型廃棄物を用いた海面埋立にあつては、埋立地を掘削すると海水が出てくる場合がある。このような場合、規則第53条第2号はどのように取扱うのか。(1件)	今回の改正により、埋立地特例区域及び埋立地管理区域においては、53条2号を適用しないこととしました。

4. 自然的条件からみて土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが認められる調査方法の特例について

意見の概要	意見に対する考え方
自然的条件により基準不適合と認められる際の調査方法の特例による影響は軽微である。(1件)	—
今回の改正により評価の特例を設けるのであれば、形質変更時要届出区域の指定を解除し、汚染のおそれのないと認められる土地とすべきである。(2件)	形質変更時要届出区域として指定し、搬出時等に規制をかける必要があると考えます。
調査方法の特例については、基準超過範囲を確定するための追加の絞り込み調査に関する規定等を設けるべきである。(2件)	30m 格子の絞り込みは可能となっておりますが、さらなる単位区画の絞り込みは困難と考えます。詳細については施行通知を御参照下さい。
自然由来の場合、特に岩での溶出や含有の測定方法に関しての基準の指針は非常に難しく、測定方法の開発を行うべきである。(1件)	御意見として承りました。今後の参考とします。

<p>土壌溶出量基準又は土壌含有量基準のいずれかが基準超過した場合は、過剰調査抑制の観点からいずれかのみ基準超過と取扱うべきである。(8件)</p>	<p>ご指摘を踏まえ、いずれかのみ基準超過とするよう改めました。</p>
<p>調査の手戻りを防ぐため、調査方法の特例の採用の可否の判断は、どの時点で誰が行うのかを明確にすべきである。(1件)</p>	<p>地歴調査等をもとに事前に自治体に御相談下さい。</p>
<p>埋立に関する2つの区域については、行政が積極的に情報公開し、不要な調査負荷を避けるべきである。(1件)</p>	<p>御意見の趣旨等を踏まえ、施行通知においても示したところ です。</p>
<p>自然由来特例区域等が指定された場合の人為汚染に関連する土壌調査深度は、10mの調査義務から除外すべきである。(1件)</p>	<p>自然由来特例区域に指定された場所は、人為汚染のない区域として指定されます。</p>
<p>「基準不適合土壌が存在するおそれがある概ね均一な粒子からなる層の土壌が認められる場合は、当該土壌を採取したものに含まれる試料採取等対象物質の量の測定を行う」の内容が不明である。(2件)</p>	<p>省令、施行通知等を御参照下さい。</p>
<p>自然的条件からみて土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが認められる土地においては、汚染土壌の運搬、処理等に必要範囲で汚染の状況を把握すれば十分である。したがって、当該調査方法の特例については、掘削しようとする土壌について法第16条第1項に基づく調査の実施で十分である。また、「埋立地特例区域」「埋立地管理区域」においても同様とされたい。(1件)</p>	<p>搬出を伴わない地域の土地改変についても最小限の配慮が必要と考えています。</p>
<p>含有量基準に不適合な土壌は、全量分析を実施した場合において、自然的レベルの範囲内と見なせる含有量(全量分析)の上限値の目安を超過することで、自然的原因と判断すべきでないか。(1件)</p>	<p>施行通知の別紙を御参照ください。</p>
<p>すべて基準に適合した場合は、調査対象地の全て基準に適合されたものとみなして区域指定はないものとするという理解でよいか。(1件)</p>	<p>全て基準に適合している場合には区域指定されません。</p>
<p>自然的条件からみて汚染されている土地の調査対象範囲設定には不確実性が伴うため、調査対象地が広範囲(最大900m格子)の場合に検出されなかった際には従来どおり(30m格子)の試料採取方法での追加調査を義務づけるべきである。(1件)</p>	<p>自然由来の取扱い及びその考え方については、省令、施行通知等を御参照下さい。</p>
<p>900m格子の設定について、該当するケースは数少ないと考える。また、自然由来の汚染の判断の根拠を示されたい。(4件)</p>	<p>900mを超える場合としては、例えば道路等を想定しています。また、自然由来の汚染の判断につきまして</p>

	は、施行通知の別紙を御参照下さい。
「〇〇m 格子という考えよりも、地質図等の既存の地質資料を参照し、自然由来の汚染がありえそうな地層が分布していた場合、任意の離れた調査地点を設定すればよいのではないか。(1件)	御意見として承りました。今後の参考とします。
基準不適合の地層には、均一でないものも想定されるため、「均一な粒子からなる層」は「自然の地層」に変更されたい。(2件)	御意見の趣旨を踏まえ、今回の改正により改めたところです。
「自然的条件からみて土壌基準に適合しないことと認められた区域」とされた場合、基本的に 900m 格子で区域指定されるものと考えられるが、その後、30m 格子に細分化し、絞込みを行うことにより、指定される区域の縮小を図れるかを明確にされたい。(1件)	30m 格子での絞り込みを可能としました。詳細については、省令、施行通知を御参照下さい。
本調査方法の特例は、土壌汚染状況調査又は土壌汚染状況調査と同じ方法によるべきである。(1件)	専ら自然由来の汚染地については特例が必要と考えています。
「表層土壌及び深さ 5 cm から 50 cm までの土壌を同じ重量混合したもの、深さ 1 m から 10m まで 1 m ごとの土壌並びに帯水層の底面の土壌」とあるが、自然由来の土地等 10m 迄の採取が岩盤等により不可能な場合はどう扱うべきか。(1件)	事業を実施されようとする地域を管轄する地方自治体に御相談下さい。

5. 土壌汚染状況調査の過程を省略した場合における自然由来特例区域又は埋立地特例区域の汚染状態の評価の特例について 【規則第 14 条及び第 15 条】

意見の概要	意見に対する考え方
土壌汚染状況調査を省略した際の評価の特例による影響は軽微である。(1件)	—
特例の内容が不明確である。また、基準を緩和する必要性はなにか。現行の評価方法でよいのではないか。(5件)	施行通知等を御参照下さい。
土壌溶出量基準又は土壌含有量基準のいずれかが基準超過した場合は、過剰調査抑制の観点からいずれかのみ基準超過と取扱うべきである。(1件)	ご指摘を踏まえ、いずれかのみ基準超過とするよう改めました。
本特例に「埋立地管理区域」も含まれたい。(1件)	埋立地管理区域は人為汚染の可能性があることから適当でないと考えます。
自然由来特例区域等に指定された場合の解除方法について、特例を設けることはできないか。(1	指定の解除については、汚染の除去を行う必要があります。

件)	ますので、特例を設けることは困難と考えます。
----	------------------------

6. 認定調査の負担軽減策及び掘削後調査の方法の制定について 【規則第 59 条】

意見の概要	意見に対する考え方
認定調査の負担軽減および掘削後調査方法の制定は、該当するケースにおいては対策費用の軽減が期待できる。(1 件)	—
既に形質変更時要届出区域に指定されている場合などにおいては、土壤汚染状況調査を省略しても認定調査を行うことを可能とされたい。(1 件)	今回の改正で地歴調査を行うことにより可能としました。詳細については、省令、施行通知を御参照下さい。
土壤汚染状況調査の省略を行った区域における認定調査の方法について明確にすべきである。(3 件)	省令、施行通知等を御参照下さい。
汚染のおそれの把握について明確にすべきである。(2 件)	
「区分」や「対象となる土壤」の定義やその判断、運用等について明確にすべきである。(11 件)	
掘削後調査の方法について不明瞭であるため明確にすべきである。(9 件)	
掘削後調査の方法について、例えば 1 m ごとではなく 50cm ごとの区切りとするなど、その在り方について見直されたい。(9 件)	御意見として承りました。今後の参考とします。
認定調査の負担軽減策等について、その在り方を見直されたい。(4 件)	

7. 土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地における都道府県知事の命令に基づく土壤汚染状況調査に係る特例の調査方法の改善 【規則第 10 条第 1 項】

意見の概要	意見に対する考え方
土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地における調査方法の改善については、因果関係の認定が難しいと想定されることから、ケースとしては限定的であると考えられる。(1 件)	—
調査方法の改善を行うべきではない。(2 件)	健康被害が生ずるおそれがあるための措置であることから、必要な改正と考えています。

8. 搬出届出書の記載事項の追加 【規則第 61 条及び第 62 条】

意見の概要	意見に対する考え方
搬出届出書の記載事項の追加について、事務手続きの変更であり、影響は軽微である。(1件)	—
ボーリング調査とは、法第 16 条に規定されている「認定調査」とは別のものか。具体的な事例とともに示されたい。(2件)	認定調査や詳細調査の一部を想定しています。
詳細調査等で実施した調査結果から判断するべきであり、新規で調査することは不適切ではないか。(2件)	
所有者でも使用者でもどちらでも「可」とする方がよい。(1件)	実態に即して、所有者ではなく使用者とすることが適当と考えています。

【2】 汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令案の概要

意見の概要	意見に対する考え方
大気有害物質の測定項目の負担軽減に関する省令の改正案に賛成である。(2件)	—
「再処理汚染土壌処理施設がセメント製造施設に限定される」とあるが、「限定される」処理工程を持つ旨で許可を取得した施設のことであるのか、それとも個別事例における処理において「再処理汚染土壌処理施設がセメント製造施設に限定される」のことであるのかを明確にされたい。(1件)	再処理汚染土壌処理施設がセメント製造施設に限定された許可を取得している汚染土壌処理業者に限られます。
更なる測定に係る負担の軽減を求める。(2件)	御意見として承りました。今後の参考とします。
「自然由来特例区域」、「埋立地特例区域」、「埋立地管理区域」から汚染土壌が搬出される場合は当該区域内でガラ等と分別した上で、汚染土壌処理業者に委託することを可能とされたい。(1件)	現状でも可能であります。

【3】 埋立管理区域において土地の形質の変更を行う場合の施行方法の基準の案（環境省告示案）の概要

意見の概要	意見に対する考え方
地下水位観測の観測に係る頻度の基準を明確にすべきである。(3件)	原則として一日に一回です。

地下水質の確認に係る頻度の基準を明確にすべきである。(3件)	地下水流速を勘案し、一月に一回としています。
本改正に基づく施行方法による場合、井戸の設置位置は、埋立管理区域内に限るなどの制限を設けるべきである。(1件)	御意見として承りました。今後の参考とします。
「周縁」について示されたい。(1件)	個別事案に基づいて御相談下さい。
「内側の地下水位」について、観測井にて測定することが必要であるのか、揚水井での測定も可能であるのか。(1件)	確認が行えれば可能です。
杭施工の場合はこの規定を免除すべきである。(2件)	人為汚染の可能性があることから適当でないと考えます。
土砂や安定型廃棄物を用いた海面埋立にあつては、埋立地を掘削すると海水が出てくる場合がある。このような場合どのように取扱うのか。(1件)	個別事案に基づいて御相談下さい。
管理型廃棄物最終処分場における土地の形質の変更に際して適用されるのか。(1件)	適用されません。
新たに設けられる埋立地管理区域に関わらず全ての規制区域に適用すべきである。(1件)	今後の施行状況を勘案し、検討します。

パブリックコメント対象外の意見：30件